

調書（決定）

事件の表示 令和 7 年（行ツ）第 216 号  
令和 7 年（行ヒ）第 235 号

決定日 令和 7 年 10 月 3 日

裁判所 最高裁判所 第二小法廷

当事者等 上告人兼申立人 個人事業主 X  
被上告人兼相手方 神奈川県  
同代表者 神奈川県労働委員会  
同補助参加人 Z 組合

原判決の表示 東京高等裁判所令和 6 年（行コ）第 269 号（令和 7 年 4 月 23 日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

令和 7 年 10 月 3 日

最高裁判所 第二小法廷